

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

区では、練馬区スポーツ振興基本計画の策定に先立ち、区民のスポーツに関する意識や、スポーツ施設環境を調査するため「スポーツに関する区民意識意向調査（平成18年度）」、「スポーツ振興に関する施設環境調査（平成19年度）」を実施しました。これらの調査により明らかになった現状と課題、区民のニーズ等を踏まえて、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる豊かであるおいのある生涯スポーツ社会と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”を実現するために、練馬区スポーツ振興基本計画を策定します。

身体を動かすことは、人間が本来持っている欲求のひとつです。スポーツは、その欲求を満たす中で、自己実現や人間的な成長をもたらし、さらに、スポーツを通して人と触れ合うことで、達成感や連帯感をもたらしてくれる文化としての価値を持っています。また、このようなスポーツの価値に加えて、健康・体力の維持増進や気分転換等の効用や、新しいライフスタイルの創出、地域づくり、青少年の健全育成等の波及効果をもたらすことが期待されています。このように、スポーツは、区民の生活や地域を豊かにする大きな可能性を持っています。

本計画では、勝敗や記録を競うスポーツに加えて、身近なところで身体を動かすことや気分転換のための軽い運動・体操、あるいは、自然と親しむ野外活動等、スポーツを幅広く捉えています。また、スポーツを幅広く捉えることに加えて、地域づくり等、スポーツの波及効果も視野に入れて計画を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、区の上位計画である「練馬区新長期計画（平成18年度～平成22年度）」や他の関連計画との整合性を図るとともに、「スポーツ振興法」（昭和36年制定）ならびに国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年策定、平成18年改定、文部科学省）や都の「東京都スポーツ振興基本計画」（平成20年策定）の趣旨を踏まえ、区の生涯スポーツ振興の理念や方向性、取組内容について示すものです。

1.3 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年とします。

1.4 計画の全体像

本計画の全体像は以下の通りです。

